

ナシフグの取扱い要綱

長崎県
水産部
県民生活環境部

(目的)

第1条 長崎、熊本両県の橘湾海域及び有明海海域で採捕されるナシフグについて
は、筋肉の無毒が確認されたところである。

これにともない、長崎県内におけるナシフグ流通の安全性を確保するため、「
フグの衛生確保について」(昭和58年12月2日環乳第59号厚生省環境衛生
局長通知) 及び長崎県「ふぐによる食中毒防止対策要綱」(昭和60年4月1日)
に基づくほか、ナシフグの取扱いについて次のとおり定める。

(海域)

第2条 ナシフグの漁獲海域は、橘湾海域及び有明海海域のみとする。(別紙1)

(集荷、搬送)

第3条 ナシフグの産地保証については、長崎県漁業協同組合連合会(以下「県漁連」という。)を管理団体として適正に処理するものとする。

- 2 ナシフグを漁獲し、出荷しようとする漁業者は、第2条の海域に属する漁業協同組合(以下「漁協」という。)以外に出荷してはならない。
- 3 漁協は、前項のナシフグを受け取った際、複写伝票を作成し、1枚を出荷した漁業者に渡すこととする。
- 4 漁協が、集荷したナシフグを出荷する場合は、前条の海域以外からのナシフグの混入を防止するため、出荷箱にナシフグ産地確認証紙(以下「産地確認証紙」という。)を貼付し、出荷伝票を付すこととする。
- 5 第2項の場合以外、産地確認証紙の貼付していないナシフグを売買してはならない。
- 6 いずれの場合も、当分の間、ナシフグをラウンド(丸体)のまま県外(熊本県及び山口県下関市(次の3項に規定する場合に限る。)を除く。)に出荷してはならない。
- 7 山口県下関市へのナシフグのラウンド(丸体)出荷は、県漁連を通じて行うこととし、その際は、ナシフグ輸送証紙(以下「輸送証紙」という。)を出荷箱に貼付するものとする。
- 8 前項における出荷先は、社団法人下関水産振興協会が指定する者とする。
- 9 県漁連は、前2項の管理に必要な要領を定めることとし、当該要領の制定、変更及び廃止については、予め長崎県知事の承認を得なければならない。

(届出)

第4条 卸売り市場においてナシフグを購入する買受人、又は漁協から直接ナシフグを購入する者（以下「買受人等」という。）及びナシフグを処理する者は、あらかじめ営業地を所轄する保健所長（以下「保健所長」という。）に届け出ることとし、届出済証を交付された者以外は、ラウンド（丸体）のナシフグを売買してはならない。

(数量等の確認)

第5条 ナシフグの数量等の確認は、取扱者ごとに次のとおりとする。

(1) 漁協

- イ 漁協は、複写伝票及び出荷伝票に基づいて、ナシフグの数量が確認できるよう帳簿を整理し、それぞれの伝票は最低3年間保管しなければならない。
- ロ 帳簿の整理にあたっては、ナシフグとして個別に処理すること。
- ハ ナシフグの取り扱い数量について、別に定める様式により、年度末ごとに、毎年4月末日までに、県漁連を通じて県に実績を届け出なければならない。

(2) 卸売人

- イ 出荷伝票及び帳簿の整理、保管については前号に準ずる。
- ロ 卸売人は、競り等により、買受人にナシフグを販売した場合、買受人ごとに販売数量がわかるよう帳簿を整理しなければならない。
- ハ ナシフグの取り扱い数量について、別に定める様式により、年度末ごとに、毎年4月末日までに、県に実績を届け出なければならない。

(3) 買受人等

- イ 買受人等は、ナシフグを購入した場合、購入先ごとに購入数量がわかるよう帳簿を整理しなければならない。
- ロ 帳簿の整理にあたっては、ナシフグとして個別に処理すること。
- ハ ナシフグの取り扱い数量について、別に定める様式により、年度末ごとに、毎年4月末日までに、保健所長に実績を届け出なければならない。

(産地確認証紙・輸送証紙)

第6条 産地確認証紙・輸送証紙の交付及び管理は、県漁連が行うこととする。

2 産地確認証紙・輸送証紙への記載事項は次のとおり。

(1) 産地確認証紙

- イ ナシフグの産地確認証紙である旨
- ロ 漁獲海域名及び集荷漁協名
- ハ 漁獲年月日

ニ 産地確認証紙管理番号

(2) 輸送証紙

- イ ナシフグの輸送証紙である旨
 - ロ 県漁連名
 - ハ 輸送年月日
- ニ 輸送証紙管理番号

3 産地確認証紙を必要とする漁協は、別に定める様式により、別に定める手数料を添えて県漁連に交付を申請し、県漁連は、申請の内容が適正と認められる場合は、産地確認証紙を交付する。

4 県漁連は産地確認証紙・輸送証紙の交付等にかかる記録を作成し最低3年間保管しなければならない。

(処理の方法)

第7条 ナシフグの処理（皮剥ぎ、内臓除去等）にあたっては、「ふぐの衛生確保について」及び「ふぐによる食中毒防止対策要綱」に従って処理しなければならない。

2 鮮魚で流通するナシフグの処理は、漁獲日から3日以内に行わなければならぬ。

3 ナシフグを凍結し、保存する場合は、漁協あるいは買受人等が漁獲後すみやかに急速凍結しなければならない。

4 冷凍品にあっては流水で2時間の急速解凍後直ちに処理すること。

5 冷凍品の解凍については、当日に処理できる範囲で解凍すること。

(加工品等の表示)

第8条 ナシフグの加工品等（みがきふぐを含む）を包装出荷する場合は、「食品表示法」（平成25年法律第70号）第5条に基づく表示をしなければならない。

2 その他、橘湾産、有明海産等の産地表示を行うため、第6条の産地確認証紙と同様産地確認証紙を貼付するものとし、加工者の申請に基づき、長崎県ナシフグ処理業協議会（以下「協議会」という。）が発行し、管理する。

3 産地確認証紙への記載事項は次のとおり。

- イ ナシフグの産地確認証紙である旨
- ロ 漁獲海域名
- ハ 漁獲年月日、産地確認証紙管理番号（但し、5kg以下の包装品については省略できる。）

4 産地確認証紙を必要とする加工者は、別に定める様式により、別に定める手数料を添えて協議会に交付を申請し、協議会は、申請者が適正と認められる場合は、産地確認証紙を交付する。

5 協議会は産地確認証紙の交付等にかかる記録を作成し最低3年間保管しなければならない。

(指導、監督)

第9条 ナシフグの処理状況等については、保健所の食品衛生監視時に併せて監視する。

2 県は、必要に応じて、漁協等の帳簿を確認することができる。

3 県は、必要に応じて、県漁連が行う産地確認証紙・輸送証紙等の管理状況、協議会が行う産地確認証紙の管理状況、その他必要事項について帳簿等を確認することができることとする。

4 県は、産地確認証紙・輸送証紙の使用に関し、本要綱に違反した者に対して、直ちに証紙の使用を停止することができる。

5 県は、ナシフグの取扱いに関し、本要綱に違反した者に対して、ナシフグの取扱いを禁止することができる。

6 前項により取扱いを禁止された者のうち、本要綱第4条の規定により届出済証の交付を受けているものは、直ちに届出済証を保健所長に返還しなければならない。

(その他)

第10条 熊本県において定める「ナシフグの取扱い要綱」に基づく産地保証確認証紙は、本要綱の産地確認証紙と同様に取り扱うこととする。

附 則

(適用期日)

この要綱は平成7年12月27日から適用する。

附 則

(適用期日)

この要綱は平成12年6月29日から適用する。

(平成12年5月24日一部改正)

附 則

(適用期日)

この要綱は令和2年10月12日から適用する。

第5条に係る様式

ナシフグ取扱実績報告書

年 月 日

様

(取扱者)

住 所

氏 名

ナシフグの取扱い要綱第5条の規定により
り報告いたします。

記

1 集荷数量（又は購入数量） _____ kg

2 販売数量

(1) 加工販売数量 単位：kg

販売先			
販売数量			

販売先			
販売数量			

合計 kg

(2) 丸体販売数量 単位：kg

販売先			
販売数量			

合計 kg

販売先			
販売数量			

合計 kg

3 保管数量 kg

※報告書の提出先は、漁協は県漁連、仲買人は県水産部長、買受人等は所轄保健所長とする。

第6条に係る様式

No. ○○○○○○
ナシフグ産地確認証紙
有明海・橘湾
漁協名 :
漁獲年月日 : 年 月 日
長崎県漁業協同組合連合会

第8条に係る様式

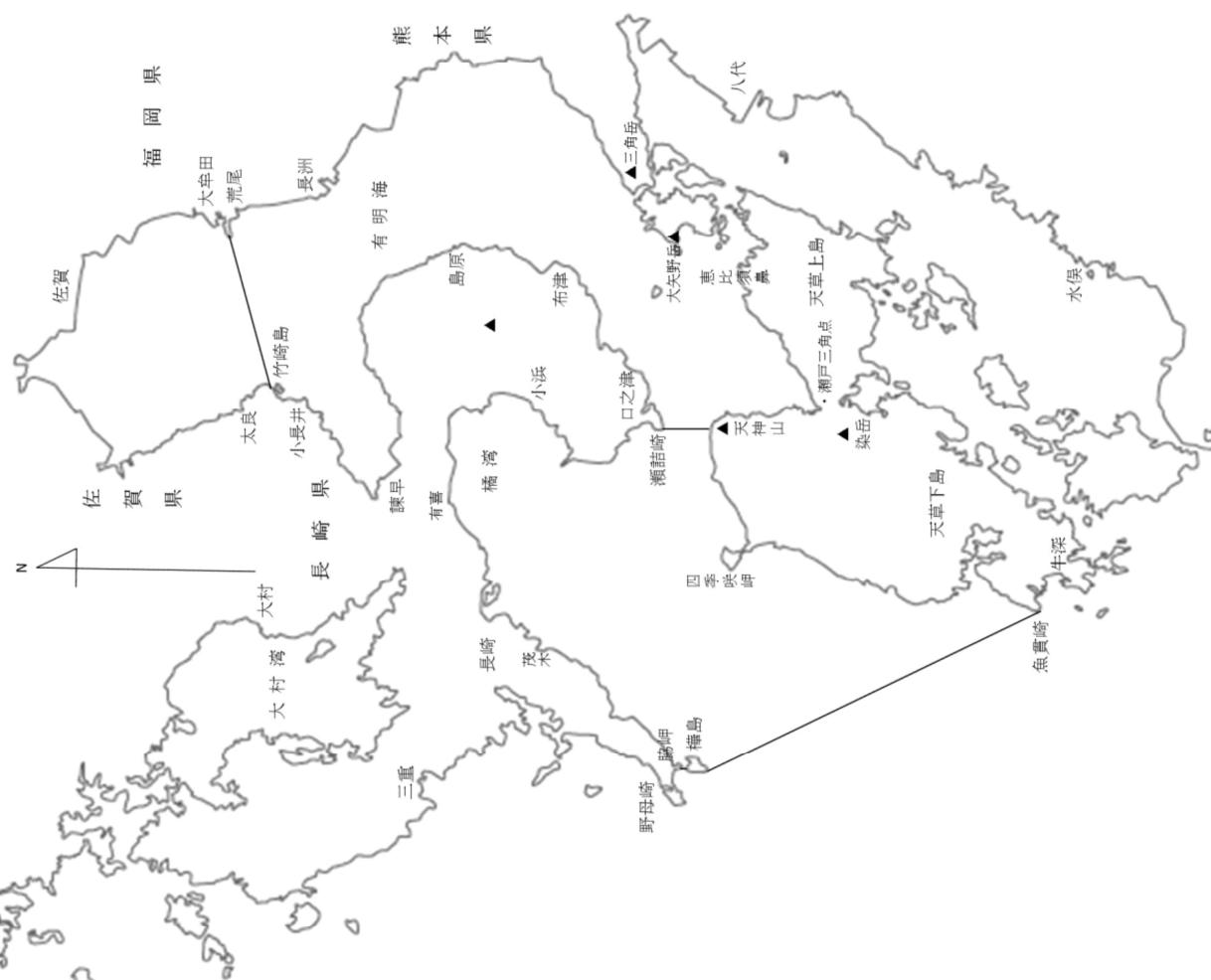
No. ○○○○○○
ナシフグ産地確認証紙
有明海・橘湾
漁協名 :
漁獲年月日 : 年 月 日
長崎県ナシフグ処理業協議会

第8条に係る様式

ナシフグ産地確認証紙
有明海・橘湾
長崎県ナシフグ処理業協議会

第6条に係る様式

No. ○○○○○○
ナシフグ輸送証紙
輸送年月日 : 年 月 日
長崎県漁業協同組合連合会



1. 楠湾とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、長崎県脇岬南端から南に樺島に至る直線、樺島南端から熊本県魚貫崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。

2. 有明海とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、長崎県及び佐賀県の県境から熊本県及び福岡県の県境に至る直線より南側の海面をいう。
- ア 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線
 - イ 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線
 - ウ 熊本県天草上島恵比寿鼻から大矢野岳に至る直線
 - エ 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線